

1号預かり保育利用児と2号延長保育利用児料金比較							資料4			
各月初日の保育を受ける子どもの属する世帯の階層区分			徴収金基準額(児童単位)							
			2号認定(3歳以上)			1号認定(3歳以上)				
			保育標準時間	保育短時間	短時間+3H		教育時間	教育+給食+7H		
階層	定義		1人目	1人目	1人目	階層	定義		1人目	1人目
A	生活保護法第14条の規定による支援給付を受けている者が属する世帯等		0	0	12,000	A	生活保護法第14条の規定による支援給付を受けている者が属する世帯等		0 (9,500)	23,000
B-1	A階層を除く世帯で市町村民税(4月～8月:前年度分、9月～3月:当年度分)が右の区分に該当する世帯	ひとり親世帯等で、市町村民税非課税世帯	0	0	12,000	B-1	ひとり親世帯等で、市町村民税非課税世帯		0 (9,500)	23,000
B-2		ひとり親世帯等を除き、市町村民税非課税世帯	1,300	1,200	12,000	B-2	市町村民税非課税世帯		3,000 (9,500)	26,000
C		均等割のみ課税されている世帯	3,800	3,600	15,600	C	均等割のみ課税されている世帯		3,000 (9,500)	26,000
D-1		所得割 12,000円未満の世帯	4,300	4,100	16,100	D-1	所得割 12,000円未満の世帯		10,800 (7,800)	35,500
D-2		12,000円以上30,000円未満	4,900	4,700	16,700	D-2	12,000円以上30,000円未満		11,500 (7,800)	36,200
D-3		30,000円以上48,600円未満	5,600	5,100	17,100	D-3	30,000円以上48,600円未満		11,900 (7,800)	36,600
D-4		48,600円以上52,000円未満	7,100	6,600	18,600	D-4	48,600円以上52,000円未満		13,300 (7,800)	38,000
D-5		52,000円以上 56,000円未満	8,600	8,100	20,100	D-5	52,000円以上56,000円未満		14,700 (7,800)	39,400
D-6		56,000円以上60,000円未満	10,100	9,100	21,100	D-6	ひとり親世帯等で56,000円以上77,101円未満		15,100 (7,800)	39,800
D-7		60,000円以上 68,000円未満	12,300	11,300	23,300	D-7	56,000円以上77,101円未満		16,100 (7,800)	40,800
D-8		68,000円以上80,000円未満	14,200	13,200	25,200	D-8	77,101円以上80,000円未満		18,100 (6,800)	43,800
D-9		80,000円以上96,000円未満	16,000	14,500	26,500	D-9	80,000円以上211,201円未満	20,500 (6,800)	46,200	
D-10		96,000円以上116,000円未満	17,600	16,100	28,100					
D-11		116,000円以上139,000円未満	19,400	17,900	29,900					
D-12		139,000円以上162,000円未満	20,400	18,400	30,400					
D-13		162,000円以上185,000円未満	21,400	19,400	31,400					
D-14		185,000円以上208,000円未満	23,000	21,000	33,000	D-10	211,201円以上256,301円未満	25,700 (5,700)	52,500	
D-15		208,000円以上232,000円未満	24,500	22,500	34,500					
D-16		232,000円以上258,000円未満	25,800	23,800	35,800	D-11	256,301円以上	25,700 (3,300)	54,900	
D-17		258,000円以上 285,000円未満	27,100	25,100	37,100					
D-18		285,000円以上 313,000円未満	28,600	26,600	38,600					
D-19		313,000円以上343,000円未満	30,300	28,300	40,300					
D-20		343,000円以上373,000円未満	31,600	29,600	41,600					
D-21		373,000円以上407,000円未満	33,100	31,100	43,100					
D-22	407,000円以上441,000円未満	34,700	32,700	44,700						
D-23	441,000円以上501,000円未満	36,400	34,400	46,400						
D-24	501,000円以上	37,200	35,200	47,200						

* 平成28年4月分以降、法令等の改正の影響により、一部のひとり親世帯等及び多子世帯については、利用者負担額(保育料)が見直しされる予定があります。